⑷　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑹　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（㋐及び㋕については、２保険年度）の保険料について滞納がないこと。
㋐厚生年金保険、㋑健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、㋒船員保険、㋓国民年金、㋔労働者災害補償保険、㋕雇用保険
⑺　厚生労働省から指名停止を受けている期間でないこと。
⑻　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
⑼　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
⑽　過去１年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年１月20日付け基発0120第１号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記３、平成31年１月25日付け基発0125第１号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の３に基づく企業名の公表をされていないこと。
※　労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２　厚生労働省労働基準局労働保険徴収課　川田　奈々　電話：03―5253―1111（内線5153）
⑵　入札説明会の日時及び場所　入札説明会は実施しない。
⑶　競争参加資格確認関係書類の受領期限　令和４年１月６日12時00分
⑷　入札書の受領期限　令和４年１月６日12時00分
⑸　開札の日時　令和４年１月７日16時00分
⑹　開札の場所　原則として、立会での開札は実施しない。
４　電子調達システムの利用
本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の場合については郵送にて厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出を行う。
５　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官が指定する暴力団等に該当しない旨を記した誓約書を提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した参加競争資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし若しくは誓約書に反することとなった時は、当該者の入札を無効とする。
⑸　留意事項　入札者から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑻　手続における交渉の有無　無
⑼　その他　詳細は入札説明書による。
６　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hirofumi Katafuchi, Director of Labour Insurance Contributions Levy Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare.
⑵　Classification of the services to be procured : 76
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : envelops to send Form of the Report on the Estimated Amount of Labour Insurance Contribution and on the Definite Amount of Labour Insurance Contribution, etc. 2,209,141 Copies
⑷　Delivery period : By 31 March 2022
⑸　Delivery place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers who have eligible for participating in the proposed tender are that who should :
①　Have Grade A, B or C on “Manufacture of product” in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021
②　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
③　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
④　Prove to have no false statement in tendering documents.
⑤　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating.
⑥　For bidders subject to the following insurance system of each item, and it is not in arrears either of insurance premiums (2 insurance year about ㈤ and ㈥) for the last two years of the bid submission deadline of this bid : ㈠Welfare annuity insurance ㈡Health insurance (the thing which association of national health insurance has jurisdiction over) ㈢Seamen’s insurance ㈣National pension ㈤Worker’s compensation insurance ㈥Unemployment insurance
⑦　Not be a period receiving a nomination stop from Ministry of Health, Labour and Welfare.
⑧　Not be received any administrative sanctions for violation of the Laws and Regulations under the jurisdiction Ministry of Labour, Health and Welfare within 1 year. However, this shall not apply in the case where the supplier took corrective actions and received “Notification of withdrawing for the order of suspension of use” after received an order of suspension of use by Labour Standard Inspection Administration, due to violation of the Labour Standard related laws and regulations (＊).